

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月○日から平成○年○月までの約19年7か月間、トンネル工事等の作業員として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成○年○月○日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、合併症：続発性気管支炎、療養要」の決定を受け、A病院にて療養を継続していたが、平成○年○月○日、「胆管がん」と診断され、その後、平成○年○月○日、同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「胆管がん」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「じん肺」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡はじん肺症が原因であり、業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者は、平成〇年〇月〇日からA病院において、じん肺及びその合併症である続発性気管支炎の治療を継続していたが、平成〇年〇月〇日からは、胆管がんの治療のため、ERBD、ステント留置術、抗がん剤の投与を受け、胆管炎や肺炎を併発するなどして入退院を繰り返し、平成〇年〇月〇日死亡した。
- (2) 請求人は、被災者が死亡前に呼吸困難な状態にあったと主張しているので検討すると、被災者のじん肺及びその合併症である続発性気管支炎の状態について、B医師及びC医師ともに、著しい肺機能障害は認められず、管理2相当と述べており、平成〇年から平成〇年までの肺機能検査結果によれば、肺胞気動脈血酸素分圧較差の悪化はみられるものの、著しい肺機能障害があったものとはいい難く、当審査会としても、被災者のじん肺及び合併症である続発性気管支炎は、重篤な状態であったとは認めることはできないものと判断する。
- (3) また、C医師は、要旨、「平成〇年〇月〇日の胸部CTでは両肺下肺優位に広範に陰影が増強し、肺炎と考えられる。同年〇月〇日の胸部レントゲン、CTでも肺炎がみられる。その後も度々肺炎を繰り返し、平成〇年〇月には右上野、平成〇年〇月〇日には左下肺、同年〇月〇日には両側広範に、同年〇月〇日には左は真っ白に、右肺も横隔膜は拳上し全体にすりガラス影がみられる。」と述べており、A病院の診療録（以下「診療録」という。）によれば、被災者は、同時期にそれぞれ肺炎治療を目的として入院していることが認められる。
- (4) 一方、診療録によれば、平成〇年〇月の肺炎から回復後、被災者は日常的にクリーム状の痰の吸引回収が行われていたものの、経皮的動脈血酸素飽和度（以下「SpO₂」という。）は、平成〇年〇月〇日の夜までは、酸素投与なしで

93～94%前後で推移し、低下は認められず、死亡前日までは肺炎もなく容態は一定程度安定していたものと判断し得る。

平成○年○月○日午後○時頃に「淡血性混じりベージュ痰」の吸引がみられ、翌○日午前○時○分「痰貯留音あり、喀痰吸引する 血性」、同○時○分「SpO₂ 89%から上がらず」、同○時○分「薄こげ茶色の嘔吐中量弱あり、SpO₂ 70台になる」と容態が急変し、その後の酸素吸入等の措置にもかかわらず、同○時○分呼吸停止、同○時○分心停止となり、同○時○分に死亡が確認されている。

(5) ところで、被災者の死亡前の状態について、A病院の平成○年○月分診療報酬明細書の症状詳記には、「胆管がんが十二指腸に浸潤して、消化管出血をきたした。貧血が著明となり、輸血を必要とした。」と記載されており、診療録によれば、平成○年○月○日以降、黒緑色または黒色の排便の記載がみられることから、被災者は胆管がんが十二指腸に浸潤したことにより同時期に消化管出血を生じていたものと認めることができる。

(6) 上述のように、被災者は容態の急変後短時間で死亡に至ったものであり、これらの症状の経過及び上記(5)の状況を踏まえると、被災者は胆管がんの浸潤による消化管出血を生じ、その誤嚥による低酸素血症から呼吸停止、さらに心停止に至った可能性が大きいものと考えられる。

(7) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者の死亡と被災者のじん肺及び合併症との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(8) なお、請求人のその余の主張についても精査したが、被災者の療養中における被災者と請求人の苦労等その心情は理解するものの、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。